

広島県教育委員会教育長告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のた
めの施設における連携科目等の指定を次のように解除した。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島県立福山高等技術専門校

2 所在地 福山市山手町六丁目三〇―一

二 連携科目等の指定の解除

自動車工学	指定を解除する連携科目
自動車一般	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目